平成２２年（フ）第３７６号
佐賀県鳥栖市真木町2075番地　手島タウン３
債務者　磯野　裕樹
１　決定年月日時　平成22年11月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８９号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町豆田2985番地２
債務者　松田　和浩
１　決定年月日時　平成22年11月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０２号
佐賀県佐賀市諸富町大字徳富1057番地29、住民票上の住所福岡県大川市大字中古賀535番地１
債務者　中島　町子
１　決定年月日時　平成22年11月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４３３号
佐賀県佐賀市多布施２丁目13番17号、前住所福岡市城南区樋井川２丁目25番27―318号
債務者　城谷　幸子（旧姓永渕）
１　決定年月日時　平成22年11月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５７４号
長崎県長崎市本河内３丁目10番29―702号
債務者　池崎　雅彦
１　決定年月日時　平成22年11月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８１２号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2191番地１
ソル・レヴェンテ306号
債務者　坂本　莉菜
１　決定年月日時　平成22年11月26日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３８号
大分県中津市大字全徳477番地３
債務者　山下　幸美
１　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第４９号
北海道虻田郡倶知安町南６条東５丁目１番地１　南６条団地２号棟12号室
債務者　田中　洋行
１　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第３３０号
福井市文京１丁目26番21号　サーパス文京201号
債務者　三原　寛史
１　決定年月日時　平成22年11月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２９号
福井市日光２―10―21　清水方、住民票上の住所福井市大宮２丁目５番33号　市住３号館47号
債務者　高村　敬子
１　決定年月日時　平成22年11月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４３１号
福井市丸山２丁目2104番地　ヴィラプチロイヤル103号室
債務者　三村　晃代
１　決定年月日時　平成22年11月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４３６号
福井市町屋２丁目12番22号
債務者　宮腰千代美
１　決定年月日時　平成22年11月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４７号
長野市若穂川田758番地１
債務者　田中幾久世
１　決定年月日時　平成22年11月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４７１号
兵庫県宝塚市安倉中５丁目25番１号　Ａ―101、前住所兵庫県宝塚市旭町３丁目２番16号　ファミール宝塚Ｃ
債務者　下地　恭子（旧姓栢分）
１　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４７２号
兵庫県宝塚市安倉中５丁目25番１号　サンヴィレッジ宝塚Ａ号棟101号室、前住所兵庫県宝塚市旭町３丁目２番16号　ファミール宝塚Ｃ
債務者　栢分　正嗣
１　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４７６号
兵庫県宝塚市小浜４丁目１番18号
債務者　松井光男こと　金　　光男
１　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１０３２号
兵庫県尼崎市尾浜町１丁目25番９号、前住所大阪府箕面市稲２丁目２番26―511号
債務者　簗瀬　康之
１　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係